

- 二 生活介護 次に掲げる費用
  - イ 食事の提供に要する費用
  - ロ 創作活動に係る材料費
  - ハ 生産活動に係る材料費
  - ニ 日用品費
- ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 第二十六条中、「指定障害福祉サービス」を、「指定障害福祉サービス等」とし、「指定障害福祉サービス」を、「指定障害福祉サービス等」に改め、(同条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)を削る。
- 第二十八条第十二号中、「特別障害児福祉手当」を、「障害児福祉手当」に改める。
- 第三十一条第一号中、「第三十四条第一項第一号及び第四号において」を、「以下」に改める。
- 第二章第一節第三款の款名を次のように改める。
  - 第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給
- 第二章第一節第三款中第三十二条の前に次の四条を加える。
  - (法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等)
  - 第三十二条の二 法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。次条において同じ。)を利用する支給決定障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
    - 一 障害者支援施設からの退所等に併い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
    - 二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
    - 三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
  - (サービス利用計画作成費の支給の申請)
  - 第三十二条の三 法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
    - 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
    - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
    - 三 前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。
    - 四 市町村は、第一項の申請を行った支給決定障害者等が法第三十二条第一項に規定する計画作成対象障害者等(以下この条及び次条において、「計画作成対象障害者等」という。)と認めるときは、サービス利用計画作成費を支給する期間(以下この条及び次条において、「支給期間」という。)を定めて当該支給決定障害者等に通知するとともに、支給期間を受給者証に記載することとする。
- 4 支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。
  - 一 前条第一号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 一月間から六月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間
  - 二 前条第二号又は第三号に該当する計画作成対象障害者等と認めたる者 当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間(二以上の障害福祉サービスを受ける場合にあっては、そのうち最も短いもの)の範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- (サービス利用計画作成費の支給の取消し)
- 第三十二条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。

- 一 計画作成対象障害者等が、法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- 二 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
- 2 前項の規定によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を画面により当該サービス利用計画作成費に係る計画作成対象障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
  - 一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした旨
  - 二 受給者証を提出する必要がある旨
  - 三 受給者証の提出先及び提出期限
- 3 前項の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 4 市町村は、第一項のサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。
- (サービス利用計画作成費の支給)
- 第三十二条の五 市町村は、法第三十二条第一項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。
  - 第三十二条の六 市町村は、法第三十二条第一項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。
  - 第三十四条第一項第四号を次のように改める。
    - 四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者(児童福祉法第二十四条第三項六に規定する施設給付決定保護者等をいう。)であつて、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援(同法第二十四条の第二項に規定する指定施設支援をいう。)を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、施設受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。)(又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。))
- 第二章第一節第三款中第三十四条の次に次の四条を加える。
  - (法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)
  - 第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。
  - (特定障害者特別給付費の支給の申請等)
  - 第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
    - 一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
    - 二 特定入所サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。)を受けている指定障害者支援施設等(同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)(の名称
    - 三 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
  - 一 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書類
  - 二 受給者証
  - 三 令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類
- 3 市町村は、第一項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。
  - 一 特定障害者特別給付費の額
  - 二 特定障害者特別給付費を支給する期間